

共同事業体について

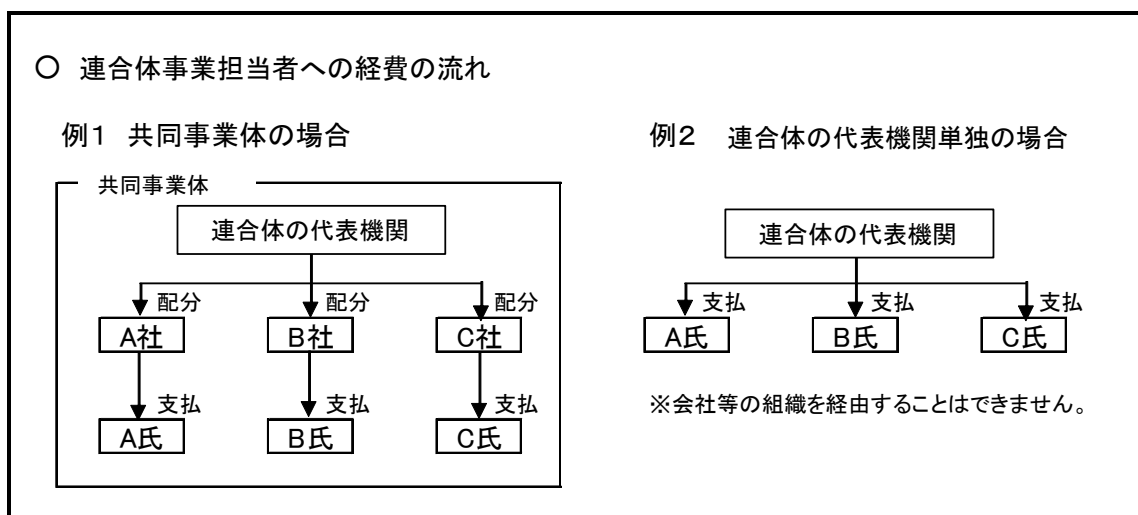
研究開発プラットフォーム運営等委託事業（連合体事業）（以下、「事業」という。）は、原則として研究開発プラットフォーム連合体の代表機関が実施します。ただし、単独で委託事業を実施することが困難な場合は、共同事業体を構成して実施することが可能です。

この共同事業体とは、委託事業を共同して実施することを目的として結成されるもので、研究開発プラットフォーム連合体とは異なります。

共同事業体の各構成員は出資（労務の提供等）をして委託事業を実施することになります。（研究開発プラットフォーム連合体の構成員であっても、委託事業について出資をしない者は共同事業体の構成員とはなりません。）

共同事業体で委託事業を実施するケースとしては、連合体事業担当者が所属する複数の機関が共同で委託事業を実施する場合などが考えられます。（下図例1）

ただし、連合体の代表機関が直接連合体事業担当者に対して経費（謝金・旅費等）を支払うのであれば、共同事業体を構成する必要はありません。（下図例2）



【共同事業体の場合の留意点】

共同事業体の場合は、企画書の「2事業の内容」に、各構成員の担当事業名と事業内容を記載してください。また、「3委託事業の実施体制」及び「4経費の配分」にも、各構成員の実施体制及び見積額を記載してください。また、契約までに協定書等を作成し締結していただく必要があります。

契約締結後は、委託契約書の委託事業計画書に記された「構成員の事業計画」に基づいて、各構成員が事業を実施していただくことになります。

なお、共同事業体の代表者（連合体の代表機関）は、農林水産省への資金の請求・受領、他の構成員への資金交付、各構成員の実績報告の内容確認・取りまとめ等を行っていただくことになります。